

2026年個人情報保護法改正動向と 事業者求められる責任



国立情報学研究所 教授

佐藤一郎

ichiro@nii.ac.jp

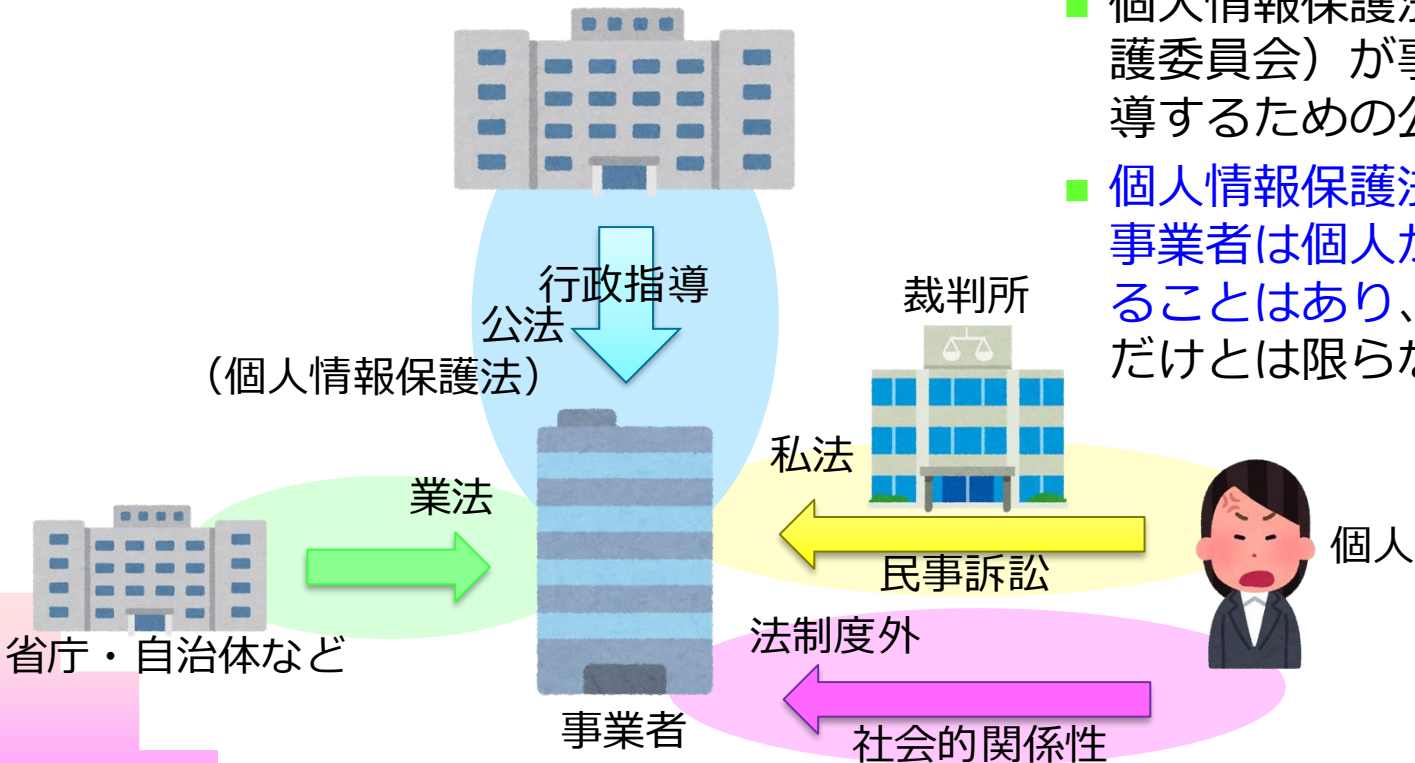
自己紹介：佐藤一郎

- 国立情報学研究所・情報社会相関研究系・教授 /
総合研究大学院大学・先端学術院・情報学コース・教授（併任）
- 学歴
 - 慶應義塾大学理工学部電気工学科卒、同大学理工学研究科大学院計算機科学専攻後期博士課程修了、博士(工学)
- 政府関連の委員など
 - デジタル庁「政策評価に関する有識者会議&行政事業レビュー」座長
 - 経産省「データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する研究会」座長
 - 消費者庁「デジタル取引・特定商取引法等検討会」構成員
 - 内閣府知的財産戦略本部「メタバース官民連携会議」構成員
 - 総務省「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」構成員
 - OECD Research ethics working group, member
 - テレビ朝日系列番組「仮面ライダー（ゼロワン）」（2019年9月から2020年8月まで放映）のAI技術アドバイザー他
 - 補足：個人情報保護法の2015年改正と2021年改正の検討会（内閣官房）の構成員でした

個人情報保護法とは

- パーソナルデータ（個人に関わる情報）が社会で利活用されることを前提に
しつつ、事業者の利活用によってプライバシーを含む個人の権利・利益が侵
害されないために、事業者に対して一定の枠を与えている法制
 - 個人情報保護のために、利活用そのものを否定する法制ではない

個人情報保護委員会



- 個人情報保護法は政府（個人情報保護委員会）が事業者を規制・行政指導するための公法
- 個人情報保護法を遵守していても、事業者は個人からの民事訴訟を受けることはあり、その対象も個人情報だけとは限らない

趣 旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、AI 活用にも資する円滑なデータ連携を促進するための所要の措置を講ずる。

改正内容

今回の説明は赤枠の部分のみ

1. 適正なデータ利活用の推進

- **個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。**
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。（第30条の2、第31条の3）
- **目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、**
 - ・ 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。
 - ・ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。
 - ・ 学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。（第16条第9項、第18条第3項、第20条第2項、第27条第1項）

2. リスクに適切に対応した規律

- **16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。**（第35条第9項、第10項、第40条の2、第58条の3）
- **顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。**（第21条の2、第27条第2項、第35条第7項、第8項）
- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。（第30条の3、第58条の2）
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。（第26条第2項）

3. 不適正利用等防止

- **個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。**（第31条の2）
- **本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。**（第27条第7項）

4. 規律遵守の実効性確保のための規律

- **速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。**（第148条）
- **違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。**（第148条の2）
- **個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。**（第178条～第180条）
- **経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。**（第148条の3～第148条の17）

施行期日

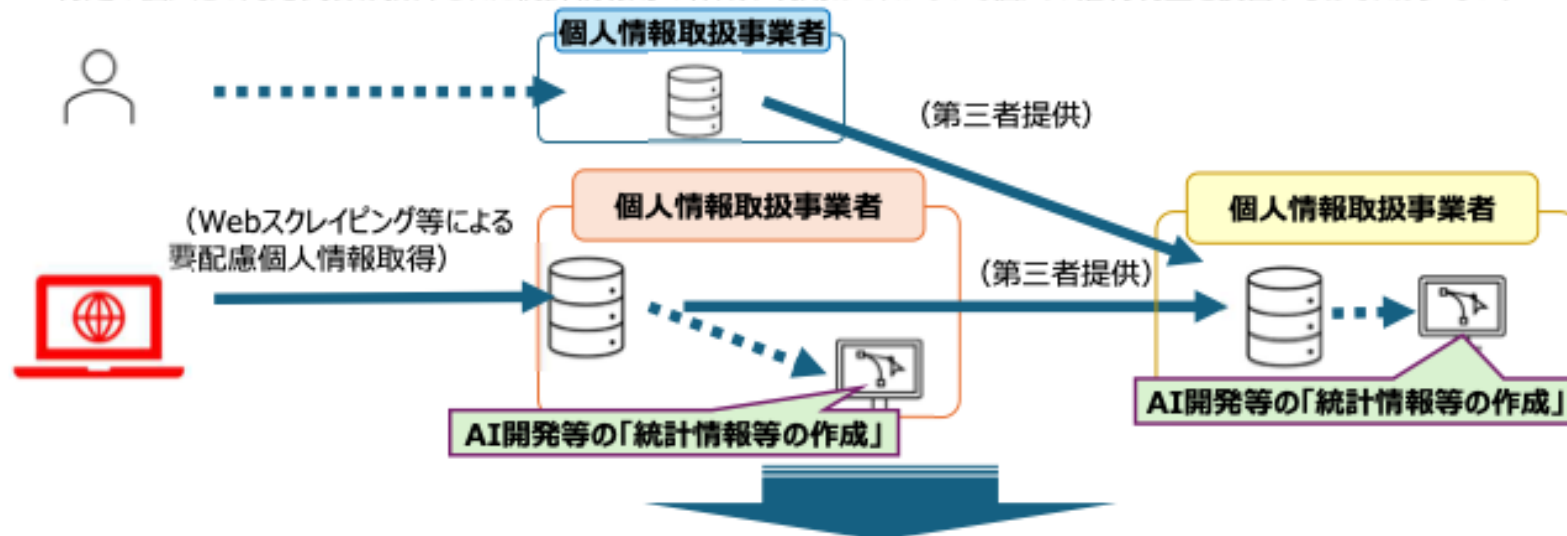
原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内

※ その他、公的部門に対する規律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」においても、所要の措置（16歳未満の者の個人情報等の取扱い等）を講ずる。

第1 1 統計作成等

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成^(※1)にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^(※2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする^(※3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

※1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。

※2 当初に特定した利用目的（法第17条）の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。

※3 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることが担保するための規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(※4)、第三者提供〕等

※4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

参考：個人データの第三者提供

個人情報保護法では本人の同意を得ないと第三者提供はできないことになっているが

提供者

本人から第三者提供に関する同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法的
例外
規定

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オ
プ
ト
ア
ウ
ト

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

工
情
報
匿
名
加

提供元は事前に規則に定めた加工を行い、事前に一定の情報公表を行い、提供元及び提供先では元の情報の復元などを行わない規律

特
例
統
計

提供先が統計作成等の目的に利用する場合、一定の情報公表を行えば提供可能（法改正案で導入）

他
そ
の

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる 共同利用

受領者

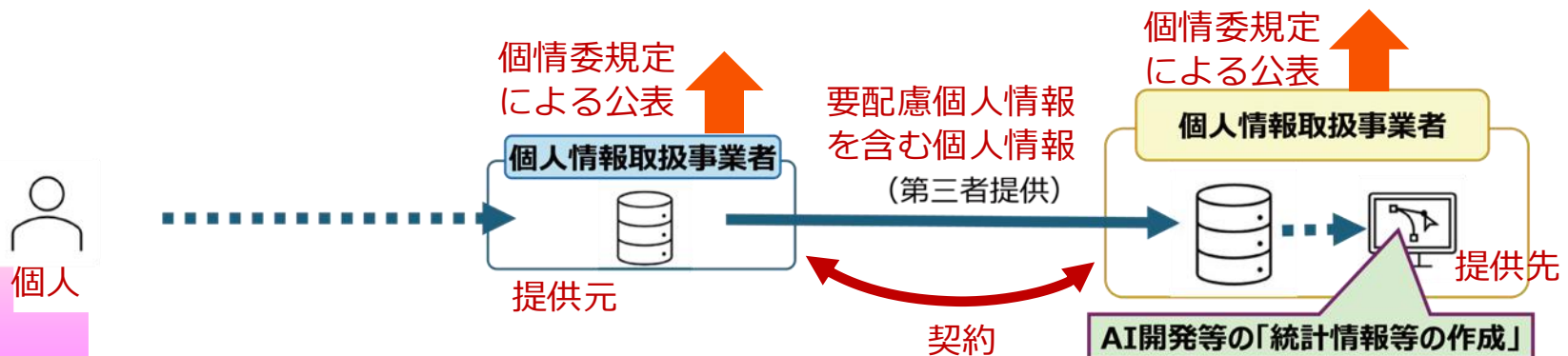
統計特例による同意なしの第三者提供

- これまでは個人データ（個人情報体系化したもの、例えば名簿）を第三者提供するときは同意が必要であった（要配慮個人情報の事前の同意が必要）



■ 法改正案（概要）：

- 提供先となる第三者が個人情報（要配慮個人情報等を含む）を統計作成等の目的で取り扱う必要がある場合、下記を行えば個人本人の同意を得ないで第三者に提供できる
 - 提供元と提供先が個人情報保護委員会規則で定める方法により、提供元と提供先の名称、行おうとする統計作成等の内容その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表していること
 - 提供元と提供先で契約があること



統計特例によるデータ共有

■ 講演者の想像による事例

- 例：鉄道会社が**各乗客の乗降履歴データ**を沿線の商業地域や遊園地などに対して、その商業地域や遊園地が統計作成等するために提供する。それが商業地域や遊園地の集客活動に寄与すれば、鉄道会社にとっては利用客増につながることを期待する
- 例：小中高校を営む学校法人が**各生徒の成績データ**を学習塾等などに提供して、その学習塾は統計作成等を行う。一方、学習塾等はその対価として、模擬試験や教材の提供、類似学校との比較情報を渡す
- 例：SNS事業者が、政治団体等に**各利用者の登録情報、投稿内容や「いいね」を行った対象などの活動データ**を提供し、政治団体は統計的な世論調査を行う。そしてSNS事業者は見返りに政治団体等からの規制優遇支援などを期待する
- 氏名や住所を含めて第三者提供可能ということは、提供先における名寄せを前提にしているといえて、提供先では多数の事業者から提供を受けたデータから、各人に関する詳細かつ膨大な情報が作られると考えるべきだろう
- 備考：大きな規制緩和であり、事業者の責任は大きくなるはず

改正法の統計特例

（統計作成等の定義）

法案第二条13項 この法律において「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

- 「個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」とあることから、「統計作成等」の範囲を絞ることは可能だろう
- しかし、これほど緩い法律を作ったのだから、個人情報保護委員会が規則やガイドラインで統計特例を保護のために縛る意図があるのかは疑問
- 統計特例は個人情報保護委員会が経済界の意向に従って導入したものであり、規則やガイドラインについても同委員会は経済界の意向通りに制定すると考えるのが自然
- 従って、規則やガイドラインを知りたければ、その経済界に伺うべき（フォーラムの登壇者に期待すること自体が間違い）
- なお、各省庁が改正法では所管する業界に問題が起きると判断すれば、業法を改正するだろうし、業界によっては規則やガイドラインより、その業法改正の方が影響力を持つはず



統計特例の問題

- 最大の問題は、個人情報保護制度の大きな変更を検討会や個人情報保護委員会の公開の議論を行わずに、法改正で行ったことになるが、それ以外にも
- 個人情報保護委員会に監視監督能力はあるのか
 - 同委員会が提供先が統計作成等に限定し、個人の権利利益を害していないことを監視・監督できることが、前提となっているが、それができなければ、事実上、第三者提供と目的狩り利用を野放しに認める制度改正となる
- パノプティコン状態化
 - 個人本人が知らないところで多様な第三者提供ができるようになることから、実際に第三者提供が行われるかは関係なく、個人は第三者提供を前提とすることから、内面的な自己統制に追い込まれる
- 個人と事業者の信頼関係に影響
 - 個人から信頼されている事業者でも、統計特例により個人が知らないところで、第三者提供を行っていると思われるようになる

監視監督能力は十分なのか

- 法案第二条13項により統計作成等は個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めることに該当することが条件となるが、**同委員会は提供先における統計作成等が個人の権利利益を害しないことをどのように担保するのか**
 - 統計作成等は提供先内部で行われるために、同委員会は提供先の利用が統計作成等の範囲なのかも監視・監督できないのではないか
 - 同委員会による監視・監督は法案第三十条の二 5項1号により公表された統計作成等の内容その他、個人情報保護委員会規則で定める事項に頼ることになるが、それで監視・監督は困難ではないか
 - 仮に同委員会が十分に監視・監督できないとなると、第三者提供は事実上、野放しになる

監視・監督能力が十分ではないのであれば、それを前提に制度設計すべき

統計特例はパノプティコンを作り出す

- ミッシェル・フーコーは『監獄の誕生』において、パノプティコンと呼ばれる監獄について、囚人は監視されているかもしれないという疑念を作り出すことで、内面的に自己統制を行わせており、その状況は監獄に限らないと指摘した



出典 : Wikipedia (<https://en.wikipedia.org/wiki/Panopticon>)

- 統計特例により、例えば捜査機関が統計利用するといえ、SNS事業者が多数利用者の登録氏名と全投稿を捜査機関に提供することも可能になる
- 実際にその提供が行われるかは別にして、提供可能になるという時点で、個人はSNSにおける発言を自重するなど、フーコーのいうところの内面的な自己統制を起さざるを得ない
- 差別などの実害がなければいいのではなく、個人の行動を内面を含めて制約しないことが重要



統計特例の問題

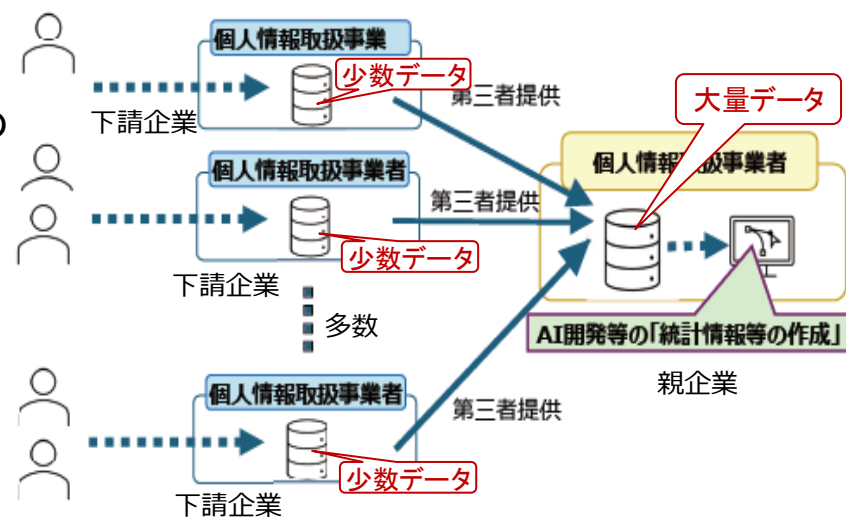
- 最大の問題は、個人情報保護制度の大きな変更を検討会や個人情報保護委員会の公開の議論を行わずに、法改正で行ったことになるが、それ以外にも
- 個人情報保護委員会に監視監督能力はあるのか
 - 同委員会が提供先が統計作成等に限定し、個人の権利利益を害していないことを監視・監督できることが、前提となっているが、それができなければ、事実上、第三者提供と目的狩り利用を野放しに認める制度改正となる
- パノプティコン状態化
 - 個人本人が知らないところで多様な第三者提供ができるようになることから、実際に第三者提供が行われるかは関係なく、個人は第三者提供を前提とすることから、内面的な自己統制に追い込まれる
- 個人と事業者の信頼関係に影響
 - 個人から信頼されている事業者でも、統計特例により個人が知らないところで、第三者提供を行っていると思われるようになる

同意とは何だったのか

- 第三者提供における同意の必要性は、個人の想定を超える第三者提供の歯止めになっていたはず
 - 同意は形骸化しているからといって、同意が不要とはいえないはず
- 統計特例以前では、個人は同意を求められていないから、第三者提供が行われないと推測できた
 - 同意は、同意を求められていないことに価値がある
- 個人から同意をみると、同意するのは事業者における本人の個人情報の未来の取り扱いを許容するか否か。未来はわからないことから、個人は、その事業者を信頼するか否かによって同意するか否かを決めることになる
 - 個人は事業者をその過去の状況など鑑みて、信頼していれば同意するし、信頼していなければ同意しない
 - 統計特例の問題は、個人が信頼していない事業者に個人情報を渡すこと becoming ため、提供元に対する信頼も崩れることになりかねない
- 個人からの信頼を維持するために、匿名加工を利用しないことを表明する事業者は出てくるのではないか

個人と事業者の信頼関係に影響

- 統計特例の受益者は、個人から信頼されていない事業者
 - 逆に個人から信頼されていて、個人情報を持している事業者は、統計特例により個人が知らないところで、第三者提供を行っていると思われる
 - 統計特例により、これまで築き上げてきた信頼が壊れかねない
 - 例：患者の医療情報を保険会社に販売する医療機関が出てくるなど
- 提供するか否か、提供元の判断だが、提供元が断れない提供も起きうる
 - これまでは下請企業が親企業から、例えば顧客データや従業員データの提供を要求されても、当該個人の同意の必要性によって、その要求を拒絶できた
 - 統計特例では、個人の同意が不要であるために、元請け企業が下請け企業に従業員の健康診断データの提供を求めた場合、下請け企業は断れるのか



統計特例の規則・ガイドライン

- 法律条文では「どこまでが統計作成等なのか」「どのような利用まで許されるのか」などは不明確であり、規則・ガイドラインによる整理が望まれる
- 統計特例は同委員会が経済界の意向に従って導入したものといえる
 - 規則やガイドラインについても同委員会は経済界の意向通りに制定すると思われるだろう
 - 従って、いま規則やガイドラインを知りたければ、経済界に伺うべき
- なお、これほど緩い法律を作ったのだから、個人情報保護委員会が規則やガイドラインで統計特例を保護のために縛る意図はないと考えるのが自然だろう
- 氏名などを含めて提供可能にしたのは、同委員会としては提供先における名寄せを可能にするための制度であり、名寄せの制限は困難だろう
- むしろ、各省庁が改正法では所管する業界に問題が起きると判断すれば、業法や規則を改正することになる
 - 業界によっては、規則やガイドラインより、その業法改正の方が影響力を持つはず

仮に保護よりの規定・ガイドラインを作るとしたら

- 前述のように個人情報保護委員会が規則やガイドラインで統計特例を保護のために縛る意図があるのかは疑問であり、**保護指向の規定・ガイドラインを想定した説明・議論することは無駄**だと思いますが
- 保護指向の規則・ガイドラインを作る場合は改正法2条13項

(統計作成等の定義)

法案第二条13項 この法律において「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

- における「個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」としているので、「統計作成等」の範囲を絞ることは可能だろう
 - 提供先に認定制度や資格制度、オプトアウトなどは改正法の構成から難しいのではないかと
 - 提供元において提供前に事前加工することぐらいではないかと

対応策（事前加工）

- 統計特例に関して、規則・ガイドラインで個人情報保護委員会が事業者求められるのは、提供元において提供前のデータ加工ぐらいではないか
- 個人の権利利益の保護のためのデータ加工の考え方
 - データ加工はデータの利用におけるリスクに依存するために、どんなリスクを懸念するかにより加工対象は定まる
 - 適切にデータ利用を監視・監督できるのであれば加工は緩められるが、逆に監視・監督が困難な場合は強い加工を求めることになる
- 既存の加工方法を踏襲する場合
 - 匿名加工情報の加工規則を利用
 - 同加工規則1～3号を有効であり、さらに機械的に行えることから、事業者の負担も少ない
 - 事前加工によって問題が完全に解決できるわけではないが、個人の権利利益の侵害リスクは一程度、低減できるはず

匿名加工情報の加工規則

法第43条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

規則第34条

法第43条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。（1） 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（2） 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（3） 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

（4） 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（5） 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

匿名加工情報の加工規則

- 統計特例による提供前に、提供元において匿名加工情報（または仮名加工情報）の加工規則(1)～(3)の加工を行う

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

氏名や住所を全部・一部削除または仮ID化

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

公的番号と生体情報の削除

(3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

名寄せに使える番号などの削除

- 加工規則(1)～(3)は機械的に行えることから、事業者の負担も少ない

参考：要配慮個人情報とそれ以外の個人情報

情報を分けて考えるべきか

- 要配慮個人情報は、2015年改正においてEU GDPRのSensitive Dataに相当する概念として導入され、病歴や思想信条に関わる情報が含まれており、一般の個人情報（外部情報との照合を含めて、どこの誰かがわかる情報）と異なり、取得時に事前同意が必要としている
- 一方、個情委は個情法に関わるQ&Aによると

Q4-9 本人の話し方や振る舞いから要配慮個人情報を取得した場合も、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合に該当しますか。

A4-9 本人の素振りから外形上、障害や疾患が明らかであれば、要配慮個人情報の取得の例外に該当する場合があるものと考えられます。なお、障害や疾患の内容にもよりますが、いずれの場合においても、障害や疾患の事情が推知されるにすぎない場合は、そもそも要配慮個人情報に該当しません。

事業者が、関連情報の組み合わせやプロファイリングによって、病歴や思想信条を推知しても、要配慮個人情報にならないという整理をしているように読める

- 従って、事業者にとっては一般の個人情報を保有しておいて、推知によって要配慮個人情報相当にすることは可能であり、要配慮個人情報を対象外にするのは適切はいえないのではないか

規則・ガイドラインが緩い場合に起きうること

- 各省庁は改正個人情報法の統計特例により、所管する業界に問題が起きると判断すれば、業法や規則を改定することになる
 - 業界によっては、規則やガイドラインより、その業法改正の方が影響力を持つはず
 - 医療系は厚労省が上乘せ規律を作る可能性はあるのではないか
- 個人は、要配慮個人情報を含む機微な個人情報を個人の想定を超えて第三者提供される可能性があることから、個人と事業者間の関係性を変化させる
 - これまで個人からの信頼により、個人情報を取得していた事業者も、統計特例による第三者提供を疑われ、個人情報の取得が難しくなる
 - 海外事業者を利用できるケースでは、海外法に従う海外事業者に個人情報を預け、日本の事業者を避ける事態は思慮しておくべき



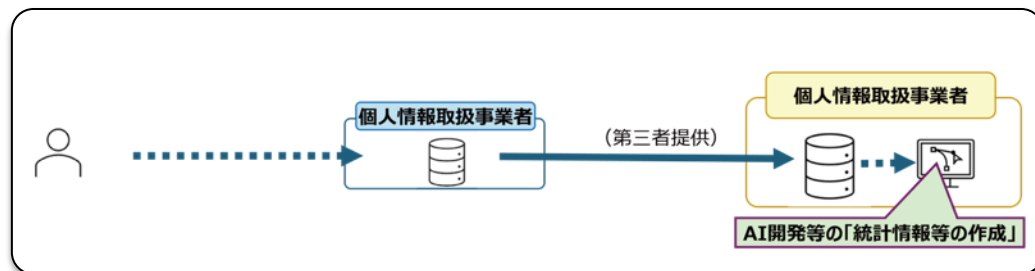
まとめ

- 統計特例により、個人は、医療機関を含めて事業者がその個人の個人情報を個人の把握を超えて第三者提供し、目的外利用する可能性を前提にして、事業者と接することになる
 - これまで個人からの信頼に基づいて、詳細な個人情報を取得していた事業者は、個人からは統計特例による第三者提供を疑われ、個人情報の取得が難しくなると考えるべき
 - 統計特例は個人から信頼されていない事業者が最大の受益者ではないか
 - 事業者の中には個人からの信頼を維持するために、統計特例による提供と受領を行わないことを明に表明するところも出るだろう
- 個人情報保護委員会による統計特例の規則・ガイドラインが緩い場合、省庁が所管業界に対して業法を通じて規律する事態を想定しておくべき
- 統計特例は事業者にとって大きな規制緩和となるが、それによる代償も大きいと考えるべき

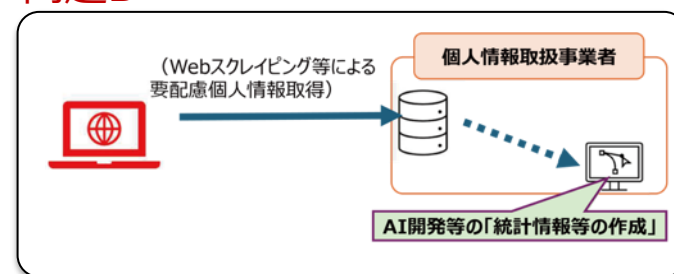
統計特例における課題

- 第三者提供において、提供先が統計作成等する場合、同意なしの第三者提供は「統計特例」と呼ばれる
- ただし、問題は3つに分かれる

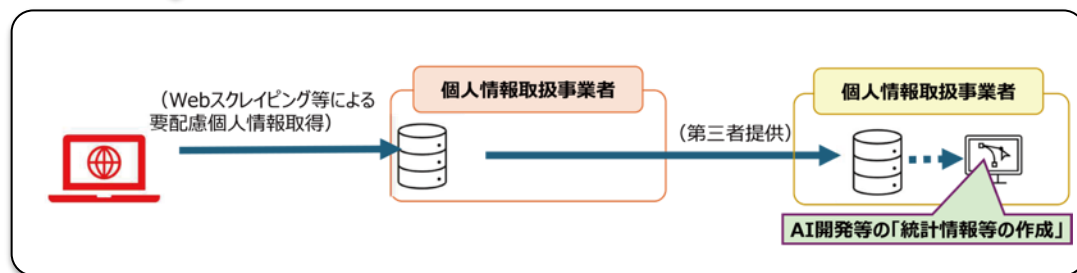
問題A



問題B



問題C



- なお、図の問題Bは統計特例というより、取得手続きに関わる問題

出典：個人情報保護委員会：「個人情報保護法等の一部を改正する法律案について」(2026.4.7)の一部